杉並区成田西第二区民農園　利用者募集案内

1　募集期間

令和８年10月1日（木）～ 令和８年10月24日（土）

2　申し込み要件

利用申し込みできる方　（以下の要件をすべて満たすことができる方）

□杉並区に住民登録をしている方
□責任をもって耕作できる方
□杉並区内外を問わず、耕作できる土地を所有していない方
□当選後、指定期間内に利用手続きを行い、ルールを遵守して利用できる方。

3　申し込み方法

下記のＵＲＬまたは二次元コードからお申し込みください。

https://logoform.jp/form/Y4gR/1706384

（１）　申し込みに当たっての注意事項

① １世帯につき、１件のみ申し込みができます。
② 他の方の名前を借りて申し込みする方、したことがある方は申し込みができません。
③ 他の方に貸すために申し込みをしようとする方、したことがある方は申し込みができません。
④ 世帯の中で主に耕作する方の氏名を申し込み者として入力してください。
⑤ 今回募集する区民農園は、成田西第二区民農園のみです。他の区民農園には申し込みできません。
⑥ 他の区民農園に待機登録されている方も申し込みできますが、今回、当選・待機になった場合は、他の区民農園の待機登録はキャンセルされます。

（2）次の場合、申し込みは無効となりますので、十分にご注意ください。

① 申し込み要件を満たさない方からの申し込みの場合
② 他人の氏名を使用した場合
※故意に名義を貸した方も含め、次回以降全ての利用申し込みを制限します。
③ 同一世帯で複数の申し込みをされた場合、１件以外の申し込みは無効となります。
④ 必要事項の入力漏れや不明確な部分があった場合
⑤ 利用申し込みの入力内容が事実と異なっていることが判明した場合

4　募集対象の区民農園（成田西第二区民農園）

（１）所在地
杉並区成田西２丁目 12 番（右図参照⇒）

（２）開園予定日　**令和９年１月 15 日（金）**
※工事等の事情によって、開園予定日を変更する場合があります。

（３）予定区画数　65 区画　※区画数は予定数です。



裏面あり

5　区民農園の概要

（１）利用できる区画

① １世帯につき１区画に限ります（１区画は、約 10 ㎡＝６畳程度）。
※「世帯」とは、住民票上の世帯です。

② 区画の形状や日照等の条件は区画ごとに異なることをご了承ください。

（２）利用期間

令和９年１月 15 日 ～ 令和 10 年２月 15 日

（３）利用料

8,750 円　（令和８年度の利用料〈1,750 円〉、９年度の利用料〈7,000 円〉の合計）
※納付書にて、指定の金融機関でお支払いください。納付書は、説明会でお渡しします。

6　決定から利用開始までのスケジュール

抽選結果通知の発送：令和８年 12 月初旬頃を予定しています。

・抽選結果（当選・待機※1・落選）を郵送でお知らせします。当選した場合は、必ず説明会※2 に参加していただきます。
※1 待機者として登録し、空き区画が発生した場合、利用開始のお知らせをします。
※2 説明会は１２月１８日(金)PM を予定しています。

・電話でのお問い合わせ等、結果照会には一切応じかねます。

・決定した区画の変更・交換はできません。

7　利用にあたっての注意事項（抜粋）

（１）区民農園の主な設備

・休憩所　・水道設備　・農具庫（鍬・すき鍬・シャベル・ジョウロ・バケツ等）
※トイレはありません（近隣の公園のトイレをご利用ください）。
※駐車場はありません。徒歩、もしくは自転車か公共交通機関をご利用ください。

（２）農園での栽培について

① 農作物の栽培以外の目的で利用することはできません。
② 多年生植物の栽培はできません。
③ 他の方に耕作を依頼することはできません。
④ 不耕作等、不適切な利用が続く場合には、改善していただくようご連絡いたします。改善をしていただけない場合は、利用を取り消す場合があります。

【問い合わせ先】
杉並区産業振興センター　都市農業係
〒167-0043　杉並区上荻１－２－１　Daiwa 荻窪タワー２階
電話　０３（５３４７）９１３６
＜月曜日～金曜日（祝日を除く）午前９時～午後５時＞